

自動販売機設置場所貸付 契約書（案）

河合町役場（以下、甲という）と、〇〇株式会社（以下、乙という）は、乙の商品の販売のための自動販売機の設置に関して、下記のとおり自動販売機設置場所貸付契約を締結する。

記

第1条（貸付概要）

1. 貸付物件

別紙 自動販売機設置場所一覧による

2. 内容

缶入り又はペットボトル入りの自動販売機で、設置場所に適合するもの。

3. デザイン

デザインは、周辺環境に配慮し、公共施設にふさわしいものとし、ユニバーサルデザインに配慮すること。

4. 環境対策

省エネルギー技術や低GWP冷媒の採用、廃プラスチックの削減など環境に十分配慮したものであること。

5. 安全対策

自動販売機の設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法で転倒防止措置を講じること。

6. 故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、故障、問合せ及び苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

7. その他遵守事項

- （1）使用許可により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- （2）売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は現地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

8. 販売商品の種類等

販売商品の種類は、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶、水及びこれらに類する清涼飲料水及び乳酸菌飲料とする。アルコール飲料、ノンアルコール飲料及びこれらに類する商品は販売できない。販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

9. 電気使用料

自動販売機に係る電気料金は、賃貸料に含まれるものとする。

第2条（自動販売機の設置）

1. 甲は、別紙貸付場所一覧の場所への自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。
2. 乙は別表1の場所に乙が所有または管理する自動販売機を設置することができるものとし、甲へ事前に通知のうえで自動販売機を交換できるものとする。
3. 前項による設置は、甲に対して自動販売機を自己の所有物として使用するものではなく、甲は自動販売機の賃貸権、使用賃貸権などを主張することができないことを確認する。
4. 自動販売機の設置場所を変更するときは、甲乙が事前に協議をしたうえで行う。

第3条（設置場所への立入）

甲は乙の従業員及び乙が指定する業者等が自動販売機への商品もしくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

第4条（品質維持・自動販売機の保全等）

1. 乙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収、自動販売機の保全・修理、空容器の回収等を行う。
2. 甲は前項の保全に協力し、故障などが生じた場合は直ちに乙に連絡する。

第5条（諸費用の負担）

自動販売機の設置、交換、移動、撤去は乙の費用と責任にて行うものとする。なお、自動販売機の修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて乙が負担する。

第6条（契約の解除）

甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも発生した場合、何らかの通知・催告の手続きをせず、直ちに契約を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。

1. 自己に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
2. 他から破産・民事再生・会社更生の申し立てを受け、または自ら申し立てたとき。

差押え・仮差押えの処分を受けたとき。

3. 手形交換所より不渡処分を受けたとき。
4. 事業を廃止し、または何ら理由を示すことなく休業または所在不明により、2 週間以上連絡が取れないとき。
5. 本協定または甲乙協議により定めた事項に反したとき。
6. 前各号のほか、本契約の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

第 7 条（反社会的勢力との関係遮断）

甲および乙は、相手方に対し、本協定締結時および締結後において、その条件をすべて満たすことを表明し、保証する。

1. 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋またはこれらに準ずる反社会的勢力（以下総称して反社会的勢力という。）ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。
2. 自らまたは自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものではないもの。
4. 本協定の期間内に自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為をしないこと、または偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為をしないこと。

第 8 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間とする。

第 9 条（不可抗力）

地震、台風、洪水、その他天災地変、輸送機関・通信回線などの事故、法令の変更・改廃、公権力による命令、その他不可抗力により、本契約（金銭債務を除く）の全部若しくは一部の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。

第 10 条（合意管轄）

甲および乙は、本契約および本契約に付随する契約に関し紛争が生じた場合、訴額に応じて奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（規定外事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈付き生じた疑義は、両者協議の上定めるものとする。

上記の貸付について、各当事者は各々対等な立場における合意に基づき、次の条項により公正な契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 住 所 奈良県北葛城郡河合町池部 1 丁目 1 番 1 号

氏 名 河合町長 森 川 喜 之

受注者 住 所

氏 名